

## 平成22年度補助方針に定める

### 「社会的要請により特に緊急に対応する必要が認められる事業」の実施要領

#### 1. 緊急案件の選定の基準

財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う[平成22年度の補助方針](#)に定める「社会的要請により特に緊急に対応する必要が認められる事業」（以下「緊急案件」という。）の補助事業の対象とは、社会的要請により特に緊急を要する事業であって、要望の通常スケジュールでは対応できない事業工程が生じその結果、事業自体又は効果等を逸してしまうおそれがある事業をいう。

緊急案件の実施にあたっては、原則として提案公募によらない補助事業であり、我が国、機械産業の振興・発展に繋がる、緊急度が高い特に必要な技術開発、調査研究等であって、次に掲げる4要件に合致し、特に必要と認められること。

- (1) 当該年度の補助要望申請の締め切り後、事業実施の必要性が生じたこと。
- (2) 民間セクターとして迅速に対応することが必要な事業であって、実施することが我が国の機械工業・産業界にとって重要性が高い事業であること。
- (3) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業着手する必要があること。
- (4) 補助申請団体は、当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有すること。

#### 2. 対象となる分野

補助方針に定める以下の分野。

- (1) 機械工業における構造改革の推進のための事業環境の整備
- (2) 地域の機械工業と中小機械工業の事業展開の促進
- (3) 機械工業における循環型経済社会の構築に向けた取組みの促進
- (4) 機械工業における国際交流の推進

#### 3. 対象となる事業

- (1) 調査研究事業（原則として単年度完了）
  - ① 具体的なアクションプラン策定のための調査研究
  - ② 上記①に必要なシーズ調査研究

- (2) 技術開発事業（原則として3年以内完了）

開発に関する研究の内容が、我が国の直面する課題（経済の活性化に加え、安全・安心で心豊かな社会の構築など）の解決にとって、実用的な意義が大きいものであり、かつ、国民生活・産業への波及効果が具体的に想定されるものであること。

4. 事業計画、補助規模等（22年度予算：5億円以内）

事業計画は、平成22年度を始期とする3年度以内（次年度以降、通常のスケジュールによることが可能な場合は通常要望によること）。

なお、調査研究事業は、原則として、単年度で完了すること。

5. 補助対象主体及び補助率

補助方針に定めるところによる。

6. 対象とする経費

[平成22年度機械工業振興事業の補助事業実施に関する事務手続要領](#)に定めるところによる。

7. 補助金の交付要望等手続

補助金の交付を受けようとする者は、[自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程](#)（以下「[機振規程](#)」という。）に定めるところによるほか、以下の事項に注意して下さい。

■補助金交付要望の関連事項について

(1) 要望書類

緊急案件を申請する補助事業者は、緊急性を証する理由書を添え、以下の提出書類一式（正1部及びその写し2部）を提出すること。[補助金交付要望書（以下「要望書」という。）の作成要領](#)は、本財団ホームページからダウンロードできます。

- ① 要望書（緊急性の理由書を添付のこと）
- ② 補助金交付要望概要
- ③ 事業経費比較表
- ④ 事前計画・事後評価書

(2) 提出先

〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6（英全ビル）

財団法人 J K A 機械工業振興グループ

T E L : 03-3512-1273

F A X : 03-3512-1274

E-mail : [shinkojigyo@keirin-autorace.or.jp](mailto:shinkojigyo@keirin-autorace.or.jp)

(3) 提出期限

要望書の申請受付は原則として事業開始（平成22年4月1日以降）の2ヶ月前までです。

#### (4) 補助要望の審査

本財団は、前記要望書の提出があったときは、当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を行います。

なお、本財団は、必要があると認めるときは、前記の要望書に対して、参考となる書類の提出を補助事業者に求める場合があります。

#### ■ 補助金交付申請について

補助事業者は、要望申請の審査の決定を受け、これを受諾した場合は、別に定める「[補助事業実施に関する事務手続要領](#)」に基づき、[補助金交付申請書](#)を本財団に速やかに提出して下さい。

#### 8. 事前相談

補助金の交付を受けようとする者は、諸手続きを迅速に行う観点から、要望書の提出を行う前に、補助方針に定める補助対象主体等の確認並びに当該要望内容が、平成22年度補助事業に要望の不採択とされた事業、分野又は毎年恒例的に実施されている事業であるかどうか確認を行いますので、予め事前相談の確認をとり行って下さい。

(申請する内容によっては、受理できない場合がありますのでご注意ください。)